

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和2年5月29日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第2127号	株式会社 ア ルアイン	神奈川県川崎 市高津区下作 延四丁目28番 29-102号	山田 学	株式会社 ア ルアイン 千 葉営業所	千葉県山武市 埴谷2282番 地16号	令和2年2月27日